

いじめ防止の基本方針

<1> いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」深刻な人権侵害であるという認識の下、いじめのない学校の実現に向けて、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、すべての教職員が、生徒・保護者・地域との信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめ防止等の取組に徹底して取り組む。そして、すべての生徒がいじめをしない、させない、許さない学校、誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりに全力で取り組む。

<2> いじめ防止等のための対策の基本となる事項

① いじめ防止のための実践事項

- ア) 分かる授業・できる授業や、達成感・成就感のある行事などの教育活動を展開することで、一人一人の生徒が充実した学校生活を送れるようにする。
- イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係形成能力を養うため、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ウ) いじめの発生しにくい集団づくりを目指し、他者の人権を尊重し、良好な人間関係が築けるようコミュニケーション力の向上を図るため、ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターなどを継続的に取り入れる。
- エ) 保護者や地域との連携を図り、「あいさつ運動」「交通安全巡視」等の基本的な生活習慣の定着やまじりの遵守など、いじめの未然防止につながる活動を展開する。
- オ) いじめ防止の重要性を理解するための活動として、生徒が中心となって展開する「絆づくり運動」を支援し、互いに認め合い、支え合い、高め合う気持ちの醸成に努める。
- カ) 日々の授業や学級活動に、生徒どうしの「かかわり」を重視した学び合い活動を取り入れ望ましい人間関係の育成を図る。

② いじめの早期発見

- ア) 生徒の小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。(普段の見とり、毎朝の学年の打ち合わせや週1回の生徒指導部会での情報共有など)
- イ) ワンナップカード(振り返りアンケート)を毎月月末に実施し、生徒の生活の様子や生徒の心の変化の見取りやいじめを訴えやすい体制を整える。
- ウ) 年2回教育相談週間を設定し、学級担任がすべての生徒との相談を実施するとともに、教育相談担当者やスクールカウンセラー等と連携し、相談体制の整備を充実させる。

③ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、インターネットやSNS等を通じて行われるいじめを未然に防止できるよう、外部講師を招いたネットトラブル防止教室等の指導場面や啓発活動を計画的に実施する。

< 3 > いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

ア) 週 1 回の生徒指導部会に、「いじめ等対策委員会」としての機能を兼ねさせる。

< 構成員 > 校長・教頭・生徒指導主事・学年主任

教育相談主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭

(必要に応じて、スクールカウンセラー、主任児童委員を加える)

< 活 動 > ・生徒指導情報交換を行い、いじめの予防的措置を講じるとともに、早期発見・早期対応のための対策を検討する。

・重大ないじめ事案発生時には、緊急開催し、その対応を協議する。

イ) いじめ事案発生に即時対応できるよう生徒指導主事が主体となって「いじめ対応ミーティング」を開く。

< 構成員 > 校長・教頭・生徒指導主事・関係学年部職員 他

< 活 動 > いじめ事案の発生の際、即日に会合をもち、対応について協議し必要な対策を講じる。

ウ) 「大江山中学校区いじめ防止連絡協議会」を設置する。

< 構成員 > 小中学校長・生徒指導主事・生活指導主任・地区自治連会長・地区コミュニティ協議会会長・青少年育成協議会会長・主任児童委員・各校 PTA 会長

< 活 動 > ・中学校区全体のいじめ防止等への取組を協議する。

・地域全体で、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

< 開 催 > 年に 1 回以上開催する。重大ないじめ事案が発生した場合は緊急開催することもある。

② いじめに対する措置

ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実を確認する。

イ) 得られた情報は、「いじめ等対策委員会」のメンバーで共有し、協議を行い、チームとして対応する。

ウ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒及び保護者への指導と助言を行い、そのいじめが今後一切繰り返し行われることなく、互いに落ち着いた学校生活を送ることができるよう継続した指導・支援を行う。

エ) いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有する。

オ) 重大事案については、市教委・警察・児童相談所等の外部の関係機関との連携を図り、対応に力を尽くす。

平成 29 年 8 月 作成

平成 30 年 4 月 一部改訂

平成 31 年 4 月 一部改訂

令和 2 年 4 月 一部改訂

令和 5 年 4 月 一部改訂

大江山中 いじめ情報についての報告・対応の流れ

いじめの情報

- 日常の観察
- 本人の申し出
- 教育相談
- 生活ノートの記述
- 生徒や保護者からの情報提供 など

- ワンナップカード
- その他のアンケート
- ※原本の保管（データはPCに、気になる記述は文書としてコピーを主事が保管）

情報を得た教職員

原則として複数の目で即日チェック

生徒指導主事

学年主任

学級担任

教頭

校長

【校内いじめ対応ミーティング】

- ① 原則として即日に開催する。
- ② 校長，教頭，生徒指導主事，学年主任 該当学年部職員など必要と思われる職員が参加する。
- ③ 事実関係の調査（実態把握），指導支援の方針・分担を決定する。

連絡

関係する保護者

重大事態の場合

【いじめ対策委員会】

- ① 対象の職員全員参加
- ② 調査，指導，分担などを協議，決定
- ③ その他

重大事態か否か

【重大事態の場合】

- 市教委へ電話連絡し 対応について相談

【重大でない場合】

- いじめ状況調査の際に市教委に報告。速報が必要な場合は市教委へ連絡する。

全教職員で情報の共有，共通理解

校内での指導・支援

一定程度の解消

指導・支援・見守りの継続

解消

協力
支援

【関係機関との連携】

- 市教委
- 警察
- 相談センター
- 児童相談所
- その他